

# 今、求められているクリスチャンの国家観

## 目 次

- 1、はじめに
- 2、心の自由と表現の自由を形成する自由
- 3、生活の場の理解の広がりと深まり
- 4、明確な国家観の確立

## 1 はじめに

国旗国歌法制後の今年3月、次女が町立中学校を卒業しました。卒業式の当日、「開式のことば」の後「国歌斉唱!」「全員起立!」という教頭先生の号令と共に「君が代」の斉唱が行われました。私は、椅子に座ったままで「君が代」も歌いませんでした。しかし、次の「校歌斉唱」では、起立して歌いました。この卒業式に関して事前の保護者達の話し合いの結果、保護者を代表して私が、お礼の言葉として謝辞を述べることになっておりました。そこで謝辞の中で、何故国歌として法制化された「君が代」を歌わないのか、少し弁明をさせていただきました。

以下、その時の「お礼の言葉」(謝辞)の抜粋です。

「略・・・卒業生はもとより、在校生達をとりまく社会状況は、急激な、しかも大きな変化が起こっているように感じています。それに伴い、教育環境の変化も著しいものがあるように思います。聖書に『真理はあなたがたを自由にします。』とありますが、こうした変化の中で、あれかこれかではなく、あれもこれも真理であるとして、真理の相対化が起こっています。そして真の自由は、放縦に流れ、しかも、これをとどめるために、社会は真理観の回復に向かうよりは、ゆるやかな強制に向かって進んでいるように感じています。真の自由とは『いいえ、私には、それはできません。』と否定することが出来て、初めて成り立つものではないでしょうか。又、内心の自由と表現の自由、さらには、これらの自由を形成していく自由、この三つが保障される必要があるでしょう。そして真理こそ自由を支える基盤であると考えています。この真理と自由を形成していくことが、即、教育と密接に関わっていると思いますし、基礎的訓練とその中心的場所が小学校であり中学校ではないでしょうか。今、私達に求められていることは、先生方を中心に、保護者達と、そして地域社会が協力しながら、このためにより良い環境を整えることではないでしょうか。・・・・略」

## 2 内心の自由と表現の自由を形成する自由

謝辞の中で私が特に主張したかった点は「形成する自由」についてでした。この考えは、あるクリスチャン憲法学者の講演から教えられたものです。それは、たとえ「内心の自由」や「表現の自由」が保障されているとしても、内心の自由や表現の自由を形成する自由が保障されなければ、内心の自由や表現の自由が真に保障されないという考え方です。今回制定された国旗及び国歌に関する法律は「第一条 国旗は日章旗とする。第二条 国歌は君が代とする。」とたった二条だけです。歌わなければならないとする規定や歌わない者に対する罰則規定はありません。ですから歌う歌わない自由は、保障されているはずですが。しかし現実には、国歌を歌うように式次第で準備された卒業式で、起立もせず歌わずにいることは、やってみてかなりの苦痛を伴うものでした。人によって感じ方は違うでしょうが、内心の自由と表現の自由を自由に行使する自由は、相当制限を受けました。ある人にとっては無きに等しいかたのではないかと推測をしています。法律で国歌と制定したとは言え、「君が代」を歌うことは、歌詞の内容は勿論のこと、戦前どのように用いられたか、日本と日本の教会の歴史から判断する限り、私のキリスト教信仰では到底歌えない国歌です。しかし、あるクリスチャンは「歌うべきである。」とまでは言わなくても、歌って良いと判断する方もいらっしゃるようです。たとえ歌って良いという判断を受け入れたとしても、もっと重要なことは「歌う、歌わない」の自由の是非論ではなく、「君が代」が国歌として法制化され、入学式や卒業式その他学校の公式行事等、公教育の現場で歌うようにさらに強化された今日、特に表現の自由や形成する自由が、大いに侵犯され、殆ど無きに等しい状況になりつつあることを、論議の中心に据えるべきではないでしょうか。国旗国歌が法制化された今日、日本のクリスチャンが考えなければならないことは、「国歌を歌う歌わないは個人の自由の問題である。」として終わらせることではありません。むしろ、内心の自由を守るために、表現の自由と形成する自由を、真理である聖書のみ言葉に堅く立って、どの様に教え、養い育てていくことができるのか。このことを論議し、又実践することが求められているのではないのでしょうか。公的な場に於いて「君が代」を歌わないことを見せることは、その実践の一つであると考えています。

### 3 生活の場の理解の広がりと深まり

ところで最近、「靈性」という言葉を良く耳にします。アリストター・マックグラスは「キリスト教の将来と福音主義」(いのちのことば社刊)の中で「靈性とは、・・・この世の中で、神と共に歩むわれわれの生活の性格と質」であると言った、ロバート・バンクスの言葉を引用しています。又リージェント・カレッジのジム・フーストンは「靈性の神学は靈に導かれて生きることである。」とも言っています。今まで「靈的であること」と訳してきた言葉を「靈性」と訳すことに、いささか問題を感じるものの一人です。が、その意味するところは、「聖化」や「聖靈の満たし」そして「その結果としての生活」と同じ事のように思われます。確かに、「聖化」や「聖靈の満たし」そして「その結果としての生活」を大切にしてきた人々の信仰生活における関心事は「神様との個人的な関係」や「精神的、靈的で、内面的な事柄」と「直接伝道」等、大切なことですが、少し狭すぎる領域に集中してきたように思います。いずれにしても、もし「靈性」という言葉を大切にしている人々の重要な点も「生活」であり、「生きること」にあるとするならば、「靈性」を大切にすればするほど、当然生活の「場」を無視することはできないでしょう。生活の「場」とは、ある現実空間と、時間で規定されます。従って靈性とは、規定された空間と時間にどのような生活の性格と質を持たせるかということが問われることとなります。例えば、結婚式という喜びの「場」である、空間と時において、悲しみを表現するような黒のネクタイや服装で出席した場合、その人の生活の性格と質は、はたして靈性豊かなものといえるのでしょうか。私達の具体的な生活の場である現実空間は「日本」という広さと、日本という文化的・精神的構造という質的深さの上にある一つの場所です。又ある一定の時間的長さをもった「現代」と、現代という時代が持っている、ある種の価値観の質的深さを持っています。この生活の「場」の広さと長さ、そしてこの二つが持っている質的要素の深い認識なくして、真に靈性豊かな生活の性格と質を持ち得るのでしょうか。生活の「場」の理解が狭く浅いために、結局、「靈性」の豊かさを指向しながら、再び「靈性」を自分自身の内面的な又知的な領域に引きずり込み、信仰と生活の二元化に陥れ、「生活の性格と質」を極めて偏ったものに終わらせる危険性が十分あり得るのではないのでしょうか。

今年、国会に憲法調査会が設置され、又、教育基本法の見直しも始まる事になりました。さらに5月16日、森喜朗首相は神道政治連盟国会議員懇談会の席上で、所謂「神の国」発言を行いました。これが「2000年」の「日本」というクリスチャンの生活の場でもあることを明確に認識する必要があります。

## 4 明確な国家観の確立

私の所属する教団は、1927年(昭和2年)に創立しました。設立時の規則第四條第二項には「福音宣傳行動に於いては一切の政治問題、社會問題に關與せざることを定む」とありました。戦後、教規と規則の全面改訂をする1981年(昭和56年)まで、この条項は存在していました。又一方、1974年(昭和49年)にはローザンヌ誓約が出され、福音派の教会に於いても社会的責任が求められるようになりました。しかし、長い間、社会問題や政治問題に關与する事に否定的にしか向き合っただけでなかった私にとって、削除されたとはいえ未だに四条二項の呪縛から容易に抜け出せず、ローザンヌ誓約も今一つ具体性を欠いています。それでも、日本の福音派に於いても言えることですが、飢餓や災害への援助等の経済的社会的な問題に関しては、徐々にではありますが、ある一定の責任を果たしつつあるように思います。しかし、政治的問題に関しては、なおなお不十分な感じがしておりますのは、私だけのことでしょうか。何故、私達福音派は政治的問題に關する行動について、ある種の躊躇を感じるのでしょうか。それは、教会に社会的責任があることの理解が不十分だからなのではないでしょうか。それもあるでしょう。しかし、それだけでなく、むしろ、不明確な国家観が深く作用しているように思います。日本のクリスチャンは「日本の国家はどうあるべきなのか。」あまり考えてこなかったのではないのでしょうか。私の所属する教団でも又所謂福音派の中でもクリスチャンの国家観についての議論をあまり耳にしたことがありません。この辺に問題の一つが隠れていそうです。もし、クリスチャンとして明確な国家観があるならば、それに基づいて「憲法はどうあるべきか」という憲法論議が可能となります。この論議の中で国旗国歌についての判断も生まれてくるでしょう。さらに、憲法制定に關係しては、国会議員の選出が必至ですから、衆参両議員の選挙はクリスチャンにとって極めて身近な課題になり得るはずで、その結果、クリスチャンの政治的問題への参与が必然的となるのではないのでしょうか。ローザンヌ誓約を引き合いに出して、政治的課題に取り組むべきであることを声高に語るよりは、クリスチャンの国家観を明確にすることから結果する、政治的問題への積極的参与への促しの方が、より有効性が高いように思えます。勿論、クリスチャンの国家観が明確になることが、単純に、即、福音派の政治的問題への積極的参与になるとは思いませんが、し

かし、試してみる価値は十分あるのではないのでしょうか。パウロは「あなたがたは、今がどのような時か知っているのですから」(ローマ13:11)と言っています。しかし、イエス様は「なぜ時のしるしを見分けることができないのですか。」(マタイ16:3)と言っています。私たちはいったいどちらなのでしょう。今がどのような時か、広く深い認識を持っているのでしょうか。それとも時のしるしを見分けようとしなかった、それ故に、真に福音に生きる事のできなかった律法学者や祭司達のように、主にしぞけられる者となるのでしょうか。

以上